

稲城市立学校の通学区域に関する基本方針

平成29年9月19日

稲城市教育委員会

はじめに

本市では、多摩ニュータウン事業、土地区画整理事業及び南武線連続立体交差事業などの都市基盤整備が進んでおり、開発の進展に伴い、まちなみや道路状況の変化、児童・生徒数の変動など、子どもたちを取り巻く教育環境が変化している。

こうした状況の中、概ね5年ごとに「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、通学区域のあり方などについて検討していただいている。前回は、平成23年度から平成24年度にかけて検討いただき、その検討結果を踏まえ、平成24年度に「稲城市立学校の学区制及び通学区域に関する基本方針」を策定した。

基本方針を策定してから約5年経過し、まちなみも変化し、児童・生徒数の変動に伴い、学校規模と児童・生徒数に不均衡が生じ、施設面や通学区域に課題を抱える地域も生じてきている。

そこで、市立小中学校の教育環境をより良いものとするため、平成28年6月に、学識経験者、学校関係者、保護者代表、地域活動関係者等からなる「稲城市立学校適正学区等検討委員会」を設置し、延べ6回議論していただいた。

議論の中で出された通学区域変更案について、通学区域変更によって影響を受ける地域の学校関係者、保護者代表、地域活動関係者からなる「稲城市立学校学区変更検討会」から意見を伺い、その意見を踏まえ、平成29年5月に「稲城市立学校の学区区域のあり方に関する検討結果報告書」が教育長に提出された。

この度、市教育委員会では、この報告書を踏まえ、通学区域変更対象地域の保護者に対し説明会を実施したうえで、稲城市立学校の通学区域に関する基本方針を策定した。

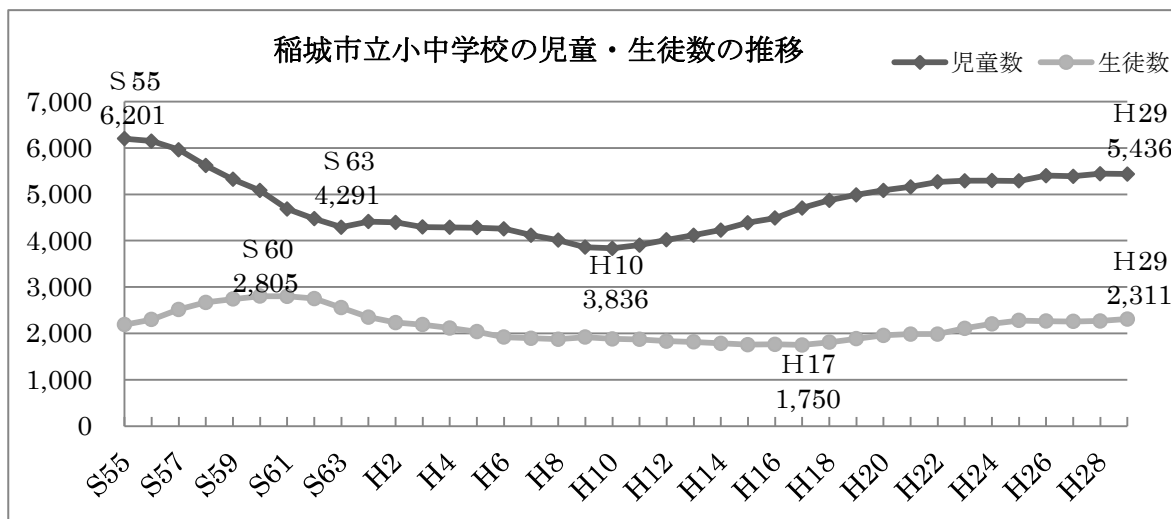
1 現状

(1) 児童・生徒数の推移

当市の児童数は、昭和55年度の6,201人をピークに、その後、平成10年度

の3,836人まで減少し、ピーク時の61.9%となるが、徐々に増加し、平成29年度には5,436人と、ピーク時の87.7%となっている。

また、生徒数については、児童数のピークから5年後の昭和60年度の2,805人をピークに減少し、平成17年度には1,750人となり、ピーク時の62.4%となった。その後、徐々に増加し、平成29年度には2,311人となりピーク時の82.4%となっている。

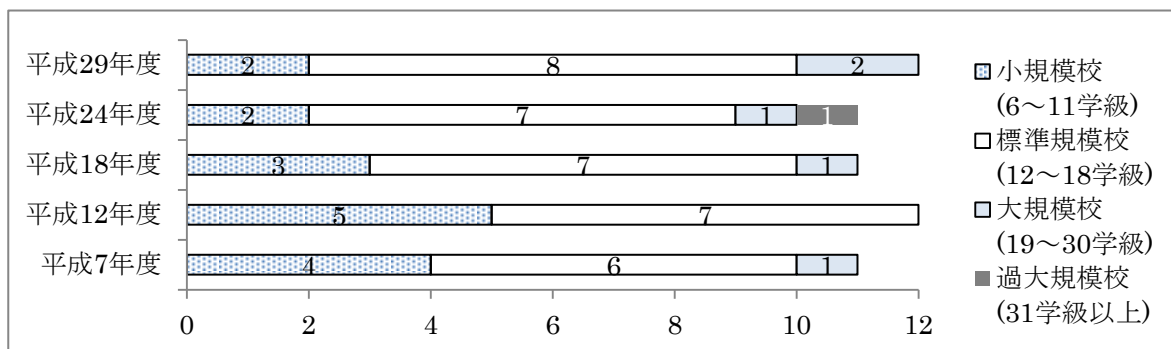


(街びらき:昭和63年向陽台,平成7年長峰,平成11年若葉台。平成18年多摩ニュータウン事業完了。)

(2) 学校規模の推移

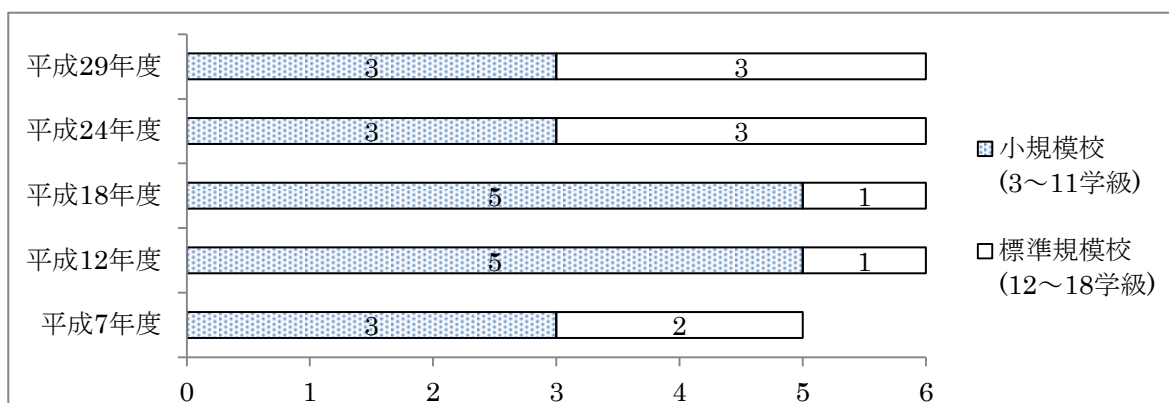
学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)において、標準的な学級規模を小中学校ともに12学級以上18学級以下と定めている。なお、小学校6学級以上11学級以下、中学校3学級以上11学級以下を小規模校、19学級以上30学級以下を大規模校、31学級以上を過大規模校とし(「公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引き」による。)、それぞれの推移については次の表のとおりである。

【小学校】



(平成11年度若葉台小学校設置。平成14年度平尾小学校設置(稲城第五,第八小学校廃止)。平成27年度南山小学校設置。)

【中学校】



(昭和 63 年度稲城第五中学校設置。平成 11 年度稲城第六中学校設置。)

(3) 学校規模の現状

小学校においては、12 校中 2 校が小規模校、2 校が大規模校、8 校が標準規模校となっており、中学校では、6 校中 3 校が小規模校、3 校が標準規模校となっている。

小学校児童数・学級数

(平成29年5月1日現在)

小学校名	児童数	学級数	小学校名	児童数	学級数
稲城第一	589	18	向陽台	391	13
稲城第二(小)	96	6	城山	370	13
稲城第三	500	17	長峰	536	17
稲城第四	551	16	若葉台(大)	685	21
稲城第六	312	12	平尾	577	18
稲城第七(大)	646	20	南山(小)	131	7
			合計	5,384	178

中学校生徒数・学級数

(平成29年5月1日現在)

中学校名	生徒数	学級数	中学校名	生徒数	学級数
稲城第一(小)	358	11	稲城第四(小)	256	8
稲城第二(小)	249	7	稲城第五	494	15
稲城第三	465	13	稲城第六	462	14
			合計	2,284	68

※ (小)…小規模校、(大)…大規模校、無印…標準規模校。

※ 特別支援学級を含まない。

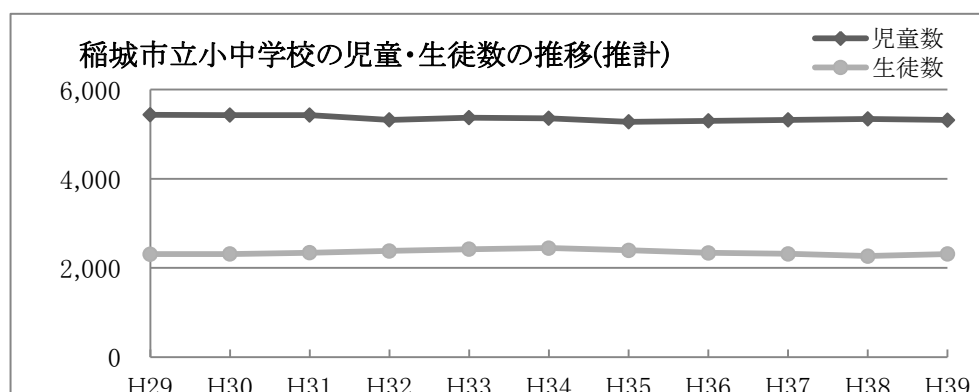
2 今後の推移

学級編制基準を、現状どおり、小学1年生及び小学2年生、中学1年生を35人

学級、他学年を40人学級とし、南山東部土地区画整理事業の保留地処分計画を考慮したうえで、10年間の児童・生徒数及び学級数の推移を予測した。(南山東部土地区画整理事業の保留地以外の部分、稲城小田良土地区画整理事業及び稲城上平尾土地区画整理事業や、その他の開発行為による影響については、考慮していない。)

(1) 今後の児童・生徒数の推移

今後の児童・生徒数は、全体としては、ほぼ横ばいで推移していくと見込まれる。



(2) 今後の学校規模の推移

現状の通学区域を維持した場合、小学校では、現在、標準規模校である稲城第一小学校、稲城第三小学校、稲城第六小学校、向陽台小学校は、引き続き標準規模校として推移する見通しであり、大規模校である稲城第七小学校と若葉台小学校も、平成32年度から、それぞれ標準規模校となることを見込まれる。

稲城第四小学校は平成35年度から、平尾小学校は平成33年度から、それぞれ数年間一時的に大規模校となるが、使用可能教室数を超えるまでには至らない見込みである。

城山小学校は、平成32年度から小規模校となる見込みである。

稲城第二小学校については、引き続き小規模校として推移する見込みであるが、南山小学校は平成32年度から標準規模校となる見込みであり、さらに平成34年度から大規模校に転じ、学級数が現在の使用可能教室数を上回ることが予測される。ただし、南山小学校は増築での対応を考慮した造りとなっている。

長峰小学校については、標準規模校として推移する見通しであるが、平成30年度には使用可能教室数に余裕がなくなることが予測される。

中学校では、稲城第一中学校が平成33年度から標準規模校となるが、稲城第二中学校及び稲城第四中学校は、引き続き小規模校として推移する見込みであ

る。

現在標準規模校である、稲城第五中学校と稲城第六中学校については、平成 37 年度、平成 32 年度に、それぞれ小規模校に転じる見通しである。稲城第三中学校については、平成 35 年度に一時大規模校となるが、平成 31 年度から増築により使用可能な教室数を確保できる見通しである。

3 課題

長峰小学校については、平成 30 年度には使用可能教室数に余裕がなくなることが予測されるため、使用可能教室数に相応の余裕をもった学校規模となるようにする必要がある。

4 通学区域の考え方

(1) 通学区域制度の基本的な考え方

本市では、学校教育法施行令第 5 条第 2 項に基づき、「稲城市公立学校学区に関する規則」において、通学区域を定め、就学すべき学校を指定している。

通学区域を定めることは、通学上の負担軽減、安全性の確保、災害時の対応や、児童・生徒数の増減等において計画的に学校施設等の整備を図るうえでも、児童・生徒が自分たちの生活圏で成長していくためにも重要であると考えます。

このようなことから、本市においては、通学区域による指定校制を採用しており、今後もこれを維持し、遵守していくことを基本とする。

(2) 通学区域設定にあたっての基本的な考え方

通学区域設定にあたっては、学校規模の適正化、通学の安全の確保、地域とのかかわり等の視点で総合的に判断する。

ア 普通教室として使用可能な教室数において、可能な限り、余裕をもった学級数を確保し、学校規模の適正化を図る。

イ 通学距離については、小学校はおおむね 2 km 以内、中学校はおおむね 3 km 以内を原則とし、児童・生徒の通学の負担及び登下校時の安全面に配慮する。（「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」によると「小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内」が適正とされている。）

ウ 学校は、地域と密接にかかわっており、地域活動の拠点ともなっているため、地域コミュニティに配慮する。

5 通学区域の変更

課題の解決のためには、通学区域を見直す必要がある。

(1) 変更地域

長峰小学校区のうち若葉台1丁目33番地から73番地までの地域（図参照）

(2) 変更理由

長峰小学校については、使用可能教室数に相応の余裕をもった学校規模を想定して通学区域を設定する必要がある。

当該区域は、本来、若葉台小学校区であったが、若葉台小学校が使用可能教室数を超える児童数であったため、長峰小学校が指定校となった経緯がある。

通学については、当該区域からの想定される通学距離は、約1.13kmであり、現状の若葉台小学校の最長通学距離である約1.25kmに比しても、児童への負担は少なく、災害時及び防犯上、児童の上谷戸大橋通行を懸念する声も聞かれる中、上谷戸大橋を通行せず、若葉台小学校に通学することは、より安全性が確保されるものと考えられる。

現在、他の若葉台地域の多くの児童が、若葉台小学校から稲城第六中学校に進学する中で、長峰小学校から進学する当該区域の児童は、友人関係を構築する際に心理的な負担があるが、その心配を払拭できる。

なお、地域活動については、小学校を拠点としてみると、急激な児童数の減少があった場合、その活動が縮小することも懸念されるが、適切な経過措置を講ずることで、その影響は緩和されるものと考えられる。

以上のことから、学校規模や通学の安全性に加え、若葉台地域の全体的な将来像を考え、地域の一体性の面から、通学区域の見直しを行う。

6 変更時期

変更期日を平成35年4月1日とする。

ただし、変更にあたっては、その時点で対象地域の住民の意見を聞いたうえで実施する。

7 経過措置

通学区域の変更にあたっては、経過措置を設け、対象地域の児童・生徒の心身に影響を及ぼさないよう配慮する。

(1) 在校生への対応

ア 長峰小学校に在学している児童については、卒業まで継続して就学することができる。

イ 長峰小学校に在学していても、若葉台小学校へ転校することができる。

ウ 兄弟姉妹関係に配慮し、弟・妹が若葉台小学校に入学するのに併せて若葉台小学校へ転校することができる。

(2) 新小学1年生への対応

ア 兄・姉が長峰小学校に在学している場合は、長峰小学校へ入学することができる。

イ 地域コミュニティに配慮し、友人関係を理由として、長峰小学校へ入学することができる。

8 事前措置

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの期間においては、変更地域に居住する児童については、若葉台小学校への通学を認める。

通学区の変更対象地域

